

電 気 需 給 契 約 書

件 名	高槻市総合センター他 9 1 施設に係る電力調達		
予定使用総電力量	別紙仕様書のとおり		
契約電力	別紙仕様書のとおり		
単価契約金額 (消費税及び地方消費税を含む)	基本料金単価	1,393.71 円/kW	
	従量料金単価	夏季	13.45 円/kWh
		その他季	12.67 円/kWh
契約使用期間	別紙のとおり		
契約保証金	20,871,007 円		

需要者高槻市（以下、「甲」という。）と供給者中部電力ミライズ株式会社（以下、「乙」という。）は、甲が別紙契約施設一覧に定める需要場所（第 1 条第 1 項で定義される。以下同じ。）で使用する電気の需給について、仕様書及び令和 6 年 4 月 1 日実施の基本契約要綱（関西エリア）（以下、「供給条件等」という。）に基づき、次のとおり契約を締結する。

第1条（需要場所）

甲が本契約に基づき電気を使用する場所は、別紙契約施設一覧のとおりとする。

第2条（契約種別・供給電圧）

甲が本契約に基づき使用する電気の契約種別等は、高圧とする。

第3条 契約電力

契約電力が500kW未満の施設において、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値を当該月の契約電力とする。

また、契約電力500kW以上の施設において、仕様書に示す契約電力が使用できる最大電力となる。

なお、契約電力の変更契約電力が500kW以上の施設において、契約電力を超えて使用した場合、契約電力を変更する必要があるときは、甲と乙が協議して契約電力を変更することができる。

第4条（需給契約成立日）

需給契約成立日は、令和6年8月15日とする。

第5条（需給開始日）

本契約に基づき電気の需給を開始する日は、別紙契約施設一覧のとおりとする。

第6条（料金適用開始の日）

料金適用開始の日は、前条の需給開始日に同じとする。

第7条（契約の変更及び中止等）

甲が必要と認めるときは、甲は、この契約の変更若しくは履行の一時中止又は乙と協議のうえ契約の解除をすることができる。この場合において、契約書記載の単価契約金額又は履行期間その他契約条件を変更する必要があるときは、甲と乙とが協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 甲又は乙は、この契約の締結後、乙の発電事情等に変動をきたし、単価契約金額を変更する必要があるときは、甲と乙とが協議のうえこれを変更することができる。

第8条（契約使用期間）

供給条件等の定めにかかわらず、別紙のとおりとする。

ただし、期間内において甲の歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、この契約を解除することができるものとする。

第9条（権利義務の譲渡等）

乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

第10条（契約の保証）

乙は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、甲においてその必要がないと認めた場合は、この限りではない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は甲が确实と認める金融機関の保証
- (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額又は保険金額は、仕様書に定める年間の予定使用電力量より算出された使用料（417, 420, 134円）の100分の5以上としなければならない。

3 乙は、第1項各号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項各号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

第11条（料金の請求及び支払）

乙は、電気料金を算定のうえ、支払い請求書を作成（円未満の端数切り捨て）し、対価の支払いを甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により支払請求書が提出され、適正と認められたときは、乙の指定する様式による金融機関口座の振込により電気料金を支払うものとし、甲が支払い請求を受けた日から30日以内に乙に電気料金を支払うものとする。

第12条（支払遅延利息）

甲は、電気料金を前条第2項に定める期日までに乙に支払わない場合、当該期日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、その電気料金から再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額（消費税等額を除く。）に年2.5パーセントの割合を乗じて算定した金額を遅延利息として乙に支払うものとする。

第13条（記録の提出）

乙が電気の需給に関する記録の提出を求めた場合、甲はすみやかにその記録を乙に提出するものとする。

第 14 条（甲の催告による解除権）

甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（1）正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

（2）指定期日内に業務を完了しないとき又は指定期日後相当の期間内に完了する見込みがないと甲が認めるとき。

（3）乙又はその代理人若しくは使用人が、この契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。

（4）乙又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由がなく、甲の監督又は検査の実施に当たり、その職務の執行を妨害したとき。

（5）前各号に掲げる場合のほか、乙がこの契約に違反したとき。

第 15 条（甲の催告によらない解除権）

甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

（1）第 9 条の規定に違反し、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供したとき。

（2）業務を終了させることができないことが明らかであるとき。

（3）乙がこの契約の業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

（4）乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

（5）契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において乙が履行しないでその時期を経過したとき。

（6）前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

（7）乙が高槻市暴力団排除条例（平成 25 年高槻市条例第 33 号。以下「同条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団員等」という。）であるとき。

（8）下請負人等が暴力団員等である場合に、甲が乙に対して乙と下請負人等との契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

（9）故意又は過失により甲に重大な損害を与えたとき。

（10）乙が地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当すると判明したとき。

第16条（談合等不正行為による解除）

甲は、この契約に関し、乙が、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

（1）私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第8条の4第1項の規定による必要な措置を命ぜられたとき。

（2）独占禁止法第7条第1項若しくは同条第2項（同法第8条の2第2項及び同法第20条第2項において準用する場合を含む。）、同法第8条の2第1項若しくは同条第3項、同法第17条の2又は同法第20条第1項の規定による排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受けたとき。

（3）独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び同法第7条の9第1項の規定による課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を受けたとき、又は同法第7条の2第1項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、同法第7条の4第1項の規定により納付命令を受けなかったとき。

（4）刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第247条の規定に基づく公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

第17条（違約金）

次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は、仕様書に定める年間の予定使用電力量より算出された使用料の5パーセントに相当する額を違約金として甲に納付しなければならない。

（1）第14条から第16条の規定によりこの契約が解除された場合

（2）乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は当該保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。

3 前2項の規定による違約金の支払いは、別に損害賠償の請求を妨げるものではない。

第18条（談合等不正行為があった場合の賠償額の予定等）

乙は、この契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、賠償金として、仕様書に定める年間の予定使用電力量より算出された使用料の100分の20に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、業務が完了した後も同様とする。

（1）乙に違反行為があったとして公正取引委員会が行った排除措置命令が確定したとき。

(2) 乙に違反行為があったとして公正取引委員会が行った納付命令が確定したとき、又は独占禁止法第7条の2第1項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、同法第7条の4第1項の規定により納付命令を受けなかったとき。

(3) 第16条第4号に規定する刑が確定したとき。

2 前項の場合において、甲に生じた実際の損害額が、前項に規定する賠償額を超える場合にあっては、乙は、超過額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。

第19条 (守秘義務)

甲又は乙は、相手方の文書等による承諾を得た場合を除き、本契約締結の事実及び本契約に関する事項について第三者に開示してはならない。ただし、第三者からの法令に基づく開示請求に対して開示する場合は、この限りではない。

なお、本条の規定は、本契約終了後においても有効に存続するものとする。

第20条 (内部通報)

乙又はこの契約の従事者は、甲の法令等の違反又はそのおそれ、若しくは不当な事実を知った場合、高槻市職員等からの内部通報に関する規則(平成24年高槻市規則第45号)に基づき、その事実を甲が置く内部通報相談員に内部通報を行うことができる。

第21条 (その他の事項)

本契約書に定めのない事項については、供給条件等によるものとする。

2 甲が本契約書及び供給条件等の定め反した場合は、乙は本契約を解消することができるものとする。

3 本契約書及び供給条件等に定めのない事項については、甲乙両者の協議をもって決定するものとする。

この契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙各々その1通を保有する。

令和6年8月15日

甲(需要者) 高槻市桃園町2番1号
高槻市
代表者 高槻市長 濱田 剛史

乙(供給者) 愛知県名古屋市東区東新町1番地
中部電力ミライズ株式会社
代表取締役 社長執行役員 神谷 泰範

本契約に定める「需要場所」とは、以下に掲げるものをいう。

No	契約名義または施設名称	需要場所	契約使用期間	需給開始日
1	高槻市総合センター	高槻市桃園町2-1	2024年10月計量日～2025年10月計量日前日	2024年10月1日
2	高槻市庁舎（本館）	高槻市桃園町2-1	2024年10月計量日～2025年10月計量日前日	2024年10月1日
3	富田ふれあい文化センター	高槻市富田町4丁目15-28	2024年10月計量日～2025年10月計量日前日	2024年10月10日
4	春日ふれあい文化センター	高槻市春日町22-1	2024年10月計量日～2025年10月計量日前日	2024年10月10日
5	富田支所	高槻市富田町5丁目17-1	2024年10月計量日～2025年10月計量日前日	2024年10月12日
6	三箇牧支所・三箇牧公民館	高槻市三島江1丁目11-8	2024年10月計量日～2025年10月計量日前日	2024年10月2日
7	葬祭センター	高槻市安満御所の町4-1	2024年10月計量日～2025年10月計量日前日	2024年10月4日
8	公園墓地	高槻市安満御所の町5-1	2024年10月計量日～2025年10月計量日前日	2024年10月4日
9	障がい者福祉センター	高槻市城内町1-11	2024年10月計量日～2025年10月計量日前日	2024年10月12日
10	総合保健福祉センター	高槻市城東町5-1	2024年10月計量日～2025年10月計量日前日	2024年10月10日
11	保健所	高槻市城東町5-7	2024年10月計量日～2025年10月計量日前日	2024年10月10日
12	春日保育所	高槻市春日町22-2	2024年10月計量日～2025年10月計量日前日	2024年10月10日
13	桜台認定こども園	高槻市登町9-2	2024年10月計量日～2025年10月計量日前日	2024年10月11日
14	五領認定こども園	高槻市神内2丁目17-10	2024年10月計量日～2025年10月計量日前日	2024年10月3日
15	高槻認定こども園分室	高槻市城内町1-14	2024年10月計量日～2025年10月計量日前日	2024年10月12日
16	高槻子ども未来館	高槻市八丁畷町12-5	2024年10月計量日～2025年10月計量日前日	2024年10月4日
17	子育て総合支援センター	高槻市北園町6-30	2024年10月計量日～2025年10月計量日前日	2024年10月16日
18	しろあと歴史館	高槻市城内町1-7	2024年10月計量日～2025年10月計量日前日	2024年10月1日
19	今城塚古代歴史館	高槻市郡家新町48-8	2024年10月計量日～2025年10月計量日前日	2024年10月18日
20	埋蔵文化財調査センター	高槻市南平台5丁目21-1	2024年10月計量日～2025年10月計量日前日	2024年10月22日
21	高槻小学校	高槻市本町3-69	2024年10月計量日～2025年10月計量日前日	2024年10月1日
22	芥川小学校	高槻市真上町1丁目2-3	2024年10月計量日～2025年10月計量日前日	2024年10月1日
23	磐手小学校	高槻市安満西の町27-1	2024年10月計量日～2025年10月計量日前日	2024年10月1日
24	清水小学校	高槻市宮之川原4丁目20-1	2024年10月計量日～2025年10月計量日前日	2024年10月1日
25	如是小学校	高槻市如是町2-3	2024年10月計量日～2025年10月計量日前日	2024年10月1日
26	阿武野小学校	高槻市氷室町4丁目4-5	2024年10月計量日～2025年10月計量日前日	2024年10月1日
27	五領小学校	高槻市五領町12-1	2024年10月計量日～2025年10月計量日前日	2024年10月1日
28	桃園小学校	高槻市桃園町3-27	2024年10月計量日～2025年10月計量日前日	2024年10月1日
29	三箇牧小学校	高槻市三島江1丁目13-6	2024年10月計量日～2025年10月計量日前日	2024年10月1日
30	川西小学校	高槻市川西町1丁目34-7	2024年10月計量日～2025年10月計量日前日	2024年10月18日

No	契約名義または施設名称	需要場所	契約使用期間	需給開始日
31	富田小学校	高槻市昭和台町1丁目1-1	2024年10月計量日～2025年10月計量日前日	2024年10月1日
32	樫田小学校	高槻市大字田能小字岡崎6	2024年10月計量日～2025年10月計量日前日	2024年10月1日
33	大冠小学校	高槻市天川町4-2-2	2024年10月計量日～2025年10月計量日前日	2024年10月1日
34	南大冠小学校	高槻市大塚町1丁目4-8	2024年10月計量日～2025年10月計量日前日	2024年10月1日
35	柳川小学校	高槻市西町2-1	2024年10月計量日～2025年10月計量日前日	2024年10月1日
36	北大冠小学校	高槻市宮野町10-5	2024年10月計量日～2025年10月計量日前日	2024年10月1日
37	桜台小学校	高槻市登町9-1	2024年10月計量日～2025年10月計量日前日	2024年10月1日
38	芝生小学校	高槻市芝生町3丁目30-1	2024年10月計量日～2025年10月計量日前日	2024年10月1日
39	日吉台小学校	高槻市日吉台一番町24-18	2024年10月計量日～2025年10月計量日前日	2024年10月1日
40	西大冠小学校	高槻市城南町3丁目1-1	2024年10月計量日～2025年10月計量日前日	2024年10月1日
41	玉川小学校	高槻市牧田町8-1	2024年10月計量日～2025年10月計量日前日	2024年10月1日
42	上牧小学校	高槻市上牧町4丁目22-1	2024年10月計量日～2025年10月計量日前日	2024年10月1日
43	北清水小学校	高槻市安岡寺町6丁目2-1	2024年10月計量日～2025年10月計量日前日	2024年10月1日
44	赤大路小学校	高槻市赤大路町15-1	2024年10月計量日～2025年10月計量日前日	2024年10月1日
45	津之江小学校	高槻市津之江北町7-1	2024年10月計量日～2025年10月計量日前日	2024年10月1日
46	冠小学校	高槻市大冠町2丁目40-2	2024年10月計量日～2025年10月計量日前日	2024年10月1日
47	柱本小学校	高槻市柱本新町10-8	2024年10月計量日～2025年10月計量日前日	2024年10月1日
48	郡家小学校	高槻市郡家新町68-1	2024年10月計量日～2025年10月計量日前日	2024年10月1日
49	寿栄小学校	高槻市栄町3丁目11-2	2024年10月計量日～2025年10月計量日前日	2024年10月1日
50	土室小学校	高槻市上土室6丁目10-1	2024年10月計量日～2025年10月計量日前日	2024年10月1日
51	五百住小学校	高槻市登美の里町24-1	2024年10月計量日～2025年10月計量日前日	2024年10月1日
52	竹の内小学校	高槻市竹の内町60-1	2024年10月計量日～2025年10月計量日前日	2024年10月1日
53	安岡寺小学校	高槻市安岡寺町1丁目60-1	2024年10月計量日～2025年10月計量日前日	2024年10月1日
54	松原小学校	高槻市沢良木町18-1	2024年10月計量日～2025年10月計量日前日	2024年10月1日
55	若松小学校	高槻市若松町22-2	2024年10月計量日～2025年10月計量日前日	2024年10月10日
56	丸橋小学校	高槻市芝生町3丁目16-2	2024年10月計量日～2025年10月計量日前日	2024年10月1日
57	奥坂小学校	高槻市別所本町35-5	2024年10月計量日～2025年10月計量日前日	2024年10月1日
58	真上小学校	高槻市西真上2丁目17-1	2024年10月計量日～2025年10月計量日前日	2024年10月1日
59	南平台小学校	高槻市南平台5丁目20-1	2024年10月計量日～2025年10月計量日前日	2024年10月1日
60	北日吉台小学校	高槻市日吉台三番町4-20	2024年10月計量日～2025年10月計量日前日	2024年10月1日
61	阿武山小学校	高槻市阿武野2丁目1-2	2024年10月計量日～2025年10月計量日前日	2024年10月1日
62	第一中学校	高槻市城内町1-35	2024年10月計量日～2025年10月計量日前日	2024年10月12日
63	第二中学校	高槻市郡家本町52-1	2024年10月計量日～2025年10月計量日前日	2024年10月1日

No	契約名義または施設名称	需要場所	契約使用期間	需給開始日
64	第三中学校	高槻市芝生町2丁目49-5	2024年10月計量日～2025年10月計量日前日	2024年10月1日
65	第四中学校	高槻市大畑町4-4	2024年10月計量日～2025年10月計量日前日	2024年10月1日
66	第六中学校	高槻市永楽町10-3	2024年10月計量日～2025年10月計量日前日	2024年10月1日
67	第七中学校	高槻市西面北1丁目45-1	2024年10月計量日～2025年10月計量日前日	2024年10月1日
68	第八中学校	高槻市紅茸町5-1	2024年10月計量日～2025年10月計量日前日	2024年10月1日
69	第九中学校	高槻市松が丘1丁目17-1	2024年10月計量日～2025年10月計量日前日	2024年10月1日
70	第十中学校	高槻市竹の内町61-1	2024年10月計量日～2025年10月計量日前日	2024年10月11日
71	柳川中学校	高槻市川添1丁目1-1	2024年10月計量日～2025年10月計量日前日	2024年10月5日
72	阿武野中学校	高槻市氷室町5丁目15-10	2024年10月計量日～2025年10月計量日前日	2024年10月24日
73	五領中学校	高槻市道鶴町3丁目20-1	2024年10月計量日～2025年10月計量日前日	2024年10月1日
74	城南中学校	高槻市城南町2丁目30-1	2024年10月計量日～2025年10月計量日前日	2024年10月1日
75	川西中学校	高槻市川西町2丁目33-1	2024年10月計量日～2025年10月計量日前日	2024年10月18日
76	如是中学校	高槻市如是町7-1	2024年10月計量日～2025年10月計量日前日	2024年10月16日
77	冠中学校	高槻市大冠町2丁目24-1	2024年10月計量日～2025年10月計量日前日	2024年10月9日
78	芝谷中学校	高槻市芝谷町3-1	2024年10月計量日～2025年10月計量日前日	2024年10月19日
79	阿武山中学校	高槻市奈佐原1丁目2番1号	2024年10月計量日～2025年10月計量日前日	2024年10月22日
80	富田青少年交流センター	高槻市富田町4丁目15-24	2024年10月計量日～2025年10月計量日前日	2024年10月10日
81	教育センター	高槻市城内町1-1	2024年10月計量日～2025年10月計量日前日	2024年10月12日
82	芥川公民館	高槻市芥川町4丁目20-12	2024年10月計量日～2025年10月計量日前日	2024年10月18日
83	真上公民館	高槻市真上町2丁目16-6	2024年10月計量日～2025年10月計量日前日	2024年10月18日
84	今城塚公民館	高槻市郡家新町48-3	2024年10月計量日～2025年10月計量日前日	2024年10月18日
85	五領公民館	高槻市五領町11-6	2024年10月計量日～2025年10月計量日前日	2024年10月3日
86	磐手公民館	高槻市安満北の町18-1	2024年10月計量日～2025年10月計量日前日	2024年10月4日
87	阿武山公民館・図書館	高槻市奈佐原2丁目11-12	2024年10月計量日～2025年10月計量日前日	2024年10月24日
88	小寺池図書館	高槻市西五百住町1-1	2024年10月計量日～2025年10月計量日前日	2024年10月10日
89	服部図書館	高槻市浦堂2丁目15番1号	2024年10月計量日～2025年10月計量日前日	2024年10月19日
90	子ども読書支援センター	高槻市天神町2丁目6-17	2024年10月計量日～2025年10月計量日前日	2024年10月17日
91	消防本部・中消防署	高槻市桃園町4-30	2024年10月計量日～2025年10月計量日前日	2024年10月15日
92	北消防署	高槻市緑が丘3丁目12-1	2024年10月計量日～2025年10月計量日前日	2024年10月1日

電気需給仕様書

本仕様書は、高槻市（以下「甲」という。）所有の施設（別紙施設一覧表のとおり）で使用する電力について、電力供給者（以下「乙」という。）が供給する電力に適用する。

1 概要

(1) 件名 高槻市総合センター他91施設に係る電力調達

(2) 供給場所 別紙施設一覧表のとおり

(3) 用途 施設内使用電力

(4) 契約電力 別紙施設一覧表のとおり

(5) 受電方式等 別紙施設一覧表のとおり

(6) 電気工作物の財産分界点と保安上の責任分界点

(ア) 電気工作物の財産分界点

需給地点と同じとする。ただし取引用計量装置は、一般送配電事業者の所有とする。

(イ) 保安上の責任分界点

電気工作物の財産分界点と同じ。

2 供給仕様

(1) 契約方法

単価契約

(2) 供給期間

令和6年10月検針日から令和7年10月検針日前日まで

(3) 予定使用総電力量

17,795,139 kWh/年

(4) 契約電力

別紙施設一覧表のとおり。

ただし、契約電力が500kW未満の施設においては、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値を当該月の契約電力とする。

500kW未満の施設については、令和6年3月請求分記載の契約電力を記す。

(5) 電力の計量

(ア) 電力の使用に対する代金（以下「電気料金」という。）の算定に必要な使用電力量、最大需用電力（需用電力の最大値であって、30分最大需要電力計により計量される値をいう。）及び力率の計量は、甲の供給場所に設置された計量器により行うものとする。

(イ) 計量日時は甲と乙が協議の上、定めるものとし、計量結果の記録を取り交わす。

(6) 電気料金の算定

(ア) 料金の算定は1月（前月の計量から当月の計量までの期間をいう。）の使用電力量に基づき、次の計算方法で算定し、毎月支払うものとする。

なお、当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする。

電気料金＝基本料金＋電力量料金＋再生可能エネルギー発電促進賦課金±燃料費調整額±市場価格調整額

(イ) 基本料金、電力量料金及び再生可能エネルギー発電促進賦課金等の算定は次のとおり。

また、契約単価は、施設毎に変更せず、同一単価とすること。

① 基本料金

契約電力を契約単価及び力率から計算した金額（以下の算定式による。）

基本料金＝契約電力×契約単価× $\left(\frac{185-\text{力率}}{100}\right)$

【割引率設定時】割引後基本料金＝基本料金－（基本料金×割引率）

② 電力量料金

使用電力量に単価一覧（燃料費調整を行う場合については④による。）の料金を、乗じて計算した金額（以下の算定式による。）

電力量料金＝使用電力量×電力量契約単価

【割引率設定時】割引後電力量料金＝電力量料金－（電力量料金×割引率）

③ 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の特別措置法に基づく賦課金として当該地域を管轄する一般電気事業者が定める特定規模需要の標準（託送）供給条件による。

なお、入札価格の算定にあたっては、再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないものとする。

④ 燃料費調整額（当該地域を管轄する一般電気事業者が設定する燃料費調整額）

使用電力量に燃料費調整単価を乗じて計算した金額（以下の算定式による。）

燃料費調整額＝使用電力量×燃料費調整単価

なお、入札価格の算定にあたっては、燃料費調整額は考慮しないものとする。

⑤ 市場価格調整額（当該地域を管轄する一般電気事業者が設定する市場価格調整額）

使用電力量に市場価格調整単価を乗じて計算した金額（以下の算定式による。）

市場価格調整額＝使用電力量×市場価格調整単価

なお、入札価格の算定にあたっては、市場価格調整額は考慮しないものとする。

⑥ 力率

力率は、その1月のうち毎日8時から22時までの時間における平均力率とする。単位は「%」とし、小数点以下第1位を四捨五入する（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は100%とする。）。平均力率の算定式は当該地域を管轄する一般電気事業者の供給条件による。

なお、入札価格算定時の力率は100%とする。

(ウ)本入札時の電気料金の算定においては、消費税率及び地方消費税率は10%で計算することとする。

(7)検針日及び計量

検針日は毎月1日とし、1日に検針を行うことができない場合は、翌日以降に行うものとする。計量日時は甲と乙の協議の上で定めることとし、計量は計量器により記録された値によるものとする。

(8)供給電気の要件等

供給電力に占める再生可能エネルギー電気の割合は35%以上とすること。なお、再生可能エネルギーであることを証明する証書等は、以下のとおりとする。

- ① 自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は相対契約によって他者から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで電源が特定できる非化石証書（再エネ指定）
- ② 非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気由来の証書であってFIT 非化石証書及びトラッキング付非FIT 非化石証書（再エネ指定）、グリーンエネルギー証書（電力）、再生可能エネルギー電気由来のJ-クレジット

(9)支払方法

- ① 乙は、算定された当該月分の料金を適法な請求書で速やかに甲に請求し、請求があった場合は、甲は乙に30日以内（その日が金融機関の休業日の場合はその翌営業日）にこれを支払う。

なお、各施設の請求を一定集約することや、請求明細の電子データ（CSVデータ等）を提供すること等について協議を行い、甲の円滑な支払いが可能となるようにすること。

- ② 乙は、供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を、甲が求めた際に書面（様式自由）で提出すること。

(10)施設毎の予定電力量（使用量実績）

別紙施設一覧表のとおり。

令和5年4月から令和6年3月までの使用量実績である。

3 電気の安定供給

乙は甲に対する電気の安定供給を図ること。

また、乙側の事故や災害により、甲への電力供給が停止した場合は、業務に支障が生じることがないように、予備の発電設備又は他の電気事業者からの電力を確保すること。

4 その他

(1) 通信設備等

(ア) 当該地域を管轄する一般送配電事業者との接続供給契約を遵守するために必要な計量器、通信装置その他付属設備（以下「通信設備等」という。）を設置する必要がある場合は、乙の財産とし、設置工事については、乙の負担とする。

(イ) 通信設備等の取り付け場所は、甲と乙の協議の上、場所を選定し甲が提供する。

(ウ) 通信設備等の設置の必要がなくなった場合は、乙の負担で撤去する。

(2) 契約期間中における予定使用電力量を年間総使用量とし、年間の実績使用量が、年間総使用量に満たない場合や、超過した場合についても、契約した単価に基づく料金とし、乙は、料金の追加請求を行わないこと。また、当該地域を管轄する一般電気事業者が料金改定を行った場合においても、この入札により契約した単価の変更は行わないものとする。

なお、その他、この仕様書に定めのない乙の請求については発生しないものとする。

(3) 乙は「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」等に関連して、甲から有効電力量等必要なデータ提供の求めがあった場合は、これに応じること。

(4) その他、仕様書の定めのない事項については、当該地域を管轄する一般電気事業者の定めに準ずるものとし、甲乙協議により定める。

施設一覧表

(別紙)

No	施設名	供給地点特定番号	住所	受電 標準電圧 (V)	電気方式 及び 周波数	受電 回線数	アンシラリー サービス対象容量 (kW)	計量日	契約電力 (kW)	使用電力量 (kW/年)	
1	高槻市総合センター	06-1011-8000-0274-0002-0000	高槻市桃園町2-1	6,000	交流 3相3線 60Hz	1	0	1	830	1,783,758	
2	高槻市庁舎(本館)	06-1011-8772-0020-1003-0000	高槻市桃園町2-1	6,000		1	0	1	331	877,779	
3	富田ふれあい文化センター	06-1101-8333-4152-8003-0000	高槻市富田町4丁目15-28	6,000		1	0	10	54	73,316	
4	春日ふれあい文化センター	06-1101-8754-0220-6003-0000	高槻市春日町2-2-1	6,000		1	0	10	43	101,402	
5	富田支所	06-1121-8333-5170-1003-0000	高槻市富田町5丁目17-1	6,000		1	0	12	59	102,974	
6	三箇牧支所・三箇牧公民館	06-1021-8307-1110-8003-0000	高槻市三島江1丁目11-8	6,000		1	0	2	40	54,949	
7	葬祭センター	06-1041-8828-0040-1023-0000	高槻市安満御所の町4-1	6,000		1	0	4	295	775,058	
8	公園墓地	06-1041-8828-0050-1003-0000	高槻市安満御所の町5-1	6,000		1	0	4	19	15,251	
9	障がい者福祉センター	06-1121-8761-0011-6003-0000	高槻市内町1-1-1	6,000		1	0	12	90	222,602	
10	総合保健福祉センター	06-1101-8753-0040-1003-0000	高槻市城東町5-1	6,000		1	0	10	155	330,959	
11	保健所	06-1101-8753-0050-5003-0000	高槻市城東町5-7	6,000		1	0	10	89	206,978	
12	春日保育所	06-1101-8754-0220-2003-0000	高槻市春日町2-2-2	6,000		1	0	10	53	66,114	
13	桜台認定こども園	06-1111-8745-0090-2003-0000	高槻市登町9-2	6,000		1	0	11	113	144,022	
14	五領認定こども園	06-1031-8807-2170-1003-0000	高槻市神内2丁目17-10	6,000		1	0	3	52	70,836	
15	高槻認定こども園分室	06-1121-8761-0011-4003-0000	高槻市内町1-1-4	6,000		1	0	12	48	78,980	
16	高槻子ども未来館	06-1041-8792-0121-0003-0000	高槻市八丁畷町12-5	6,000		1	0	4	177	324,427	
17	子育て総合支援センター	06-1161-8783-0063-0003-0000	高槻市北園町6-30	6,000		1	0	16	56	100,702	
18	しろあと歴史館	06-1011-8761-0010-8023-0000	高槻市内町1-7	6,000		1	0	1	121	467,359	
19	今城塚古代歴史館	06-1181-8363-0480-9003-0000	高槻市郡家新町48-8	6,000		1	0	18	168	429,789	
20	埋蔵文化財調査センター	06-1221-8380-5210-1003-0000	高槻市南平台5丁目21-1	6,000		1	0	22	27	29,713	
21	高槻小学校	06-1011-8756-0036-9013-0000	高槻市本町3-6-9	6,000		1	0	1	173	168,187	
22	芥川小学校	06-1011-8846-1020-3023-0000	高槻市上町1丁目2-3	6,000		1	0	1	249	215,033	
23	磐手小学校	06-1011-8831-0090-6013-0000	高槻市安満西の町27-1	6,000		1	0	1	172	183,796	
24	清水小学校	06-1011-8891-4200-1023-0000	高槻市宮之川原4丁目20-1	6,000		1	0	1	195	177,736	
25	如是小学校	06-1011-8343-0020-3033-0000	高槻市如是町2-3	6,000		1	0	1	173	157,545	
26	阿武野小学校	06-1011-8367-4040-5023-0000	高槻市氷室町4丁目4-5	6,000		1	0	1	201	175,793	
27	五領小学校	06-1011-8811-0120-1023-0000	高槻市五領町12-1	6,000		1	0	1	194	165,019	
28	桃園小学校	06-1011-8772-0032-7013-0000	高槻市桃園町3-2-7	6,000		1	0	1	220	207,413	
29	三箇牧小学校	06-1011-8307-1130-6043-0000	高槻市三島江1丁目13-6	6,000		1	0	1	149	140,600	
30	川西小学校	06-1181-8356-1340-7003-0000	高槻市川西町1丁目34-7	6,000		1	0	18	136	123,209	
31	富田小学校	06-1011-8332-1010-5023-0000	高槻市昭和台町1丁目1-1	6,000		1	0	1	120	107,122	
32	樫田小学校	06-1013-2883-2025-4023-0000	高槻市大字田能小字岡崎6	6,000		1	0	1	69	97,837	
33	大冠小学校	06-1011-8721-0420-2013-0000	高槻市天川町42-2	6,000		1	0	1	152	145,849	
34	南大冠小学校	06-1011-8735-1040-1023-0000	高槻市大冠町1丁目4-8	6,000		1	0	1	181	168,217	
35	柳川小学校	06-1011-8323-0020-1023-0000	高槻市西町2-1	6,000		1	0	1	139	126,537	
36	北大冠小学校	06-1011-8714-0100-5013-0000	高槻市宮野町10-5	6,000		1	0	1	205	186,995	
37	桜台小学校	06-1011-8745-0090-1023-0000	高槻市登町9-1	6,000		1	0	1	172	158,221	
38	芝生小学校	06-1011-8328-3300-1023-0000	高槻市芝生町3丁目30-1	6,000		1	0	1	153	145,010	
39	日吉台小学校	06-1011-8880-1241-8033-0000	高槻市日吉台一番町24-18	6,000		1	0	1	208	190,176	
40	西大冠小学校	06-1011-8763-3010-1023-0000	高槻市城南町3丁目1-1	6,000		1	0	1	184	172,630	
41	玉川小学校	06-1011-8327-0080-1023-0000	高槻市牧田町8-1	6,000		1	0	1	149	132,965	
42	上牧小学校	06-1011-8803-4220-1013-0000	高槻市上牧町4丁目22-1	6,000		1	0	1	135	143,903	
43	北清水小学校	06-1011-8863-6020-1013-0000	高槻市安岡寺町6丁目2-1	6,000		1	0	1	127	151,081	
44	赤大路小学校	06-1011-8351-0150-1013-0000	高槻市赤大路町15-1	6,000		1	0	1	193	184,973	
45	津之江小学校	06-1011-8340-0070-1013-0000	高槻市津之江北町7-1	6,000		1	0	1	164	172,902	
46	冠小学校	06-1011-8731-2400-1023-0000	高槻市大冠町2丁目40-2	6,000		1	0	1	164	155,038	
47	柱本小学校	06-1011-8305-0100-8033-0000	高槻市柱本新町10-8	6,000		1	0	1	138	126,332	
48	郡家小学校	06-1011-8363-0680-1013-0000	高槻市郡家新町68-1	6,000		1	0	1	240	210,080	
49	寿栄小学校	06-1011-8334-3110-2013-0000	高槻市栄町3丁目11-2	6,000		1	0	1	158	160,071	
50	土室小学校	06-1011-8370-6100-1023-0000	高槻市土室6丁目10-1	6,000		1	0	1	143	140,176	
51	五百住小学校	06-1011-8344-0240-1013-0000	高槻市登美の里町24-1	6,000		1	0	1	157	152,797	
52	竹の内小学校	06-1011-8737-0600-1013-0000	高槻市竹の内町60-1	6,000		1	0	1	199	192,304	
53	安岡寺小学校	06-1011-8863-1600-1023-0000	高槻市安岡寺町1丁目60-1	6,000		1	0	1	158	142,037	
54	松原小学校	06-1011-8796-0180-1013-0000	高槻市沢良木町18-1	6,000		1	0	1	160	153,348	
55	若松小学校	06-1101-8749-0220-2003-0000	高槻市若松町22-2	6,000		1	0	10	115	112,332	
56	丸橋小学校	06-1011-8328-3160-2013-0000	高槻市芝生町3丁目16-2	6,000		1	0	1	201	175,503	
57	奥坂小学校	06-1011-8831-0350-5023-0000	高槻市別所本町35-5	6,000		1	0	1	233	197,906	
58	真上小学校	06-1011-8847-2170-1023-0000	高槻市西真上2丁目17-1	6,000		1	0	1	180	156,131	
59	南平台小学校	06-1011-8380-5200-1023-0000	高槻市南平台5丁目20-1	6,000		1	0	1	160	159,222	
60	北日吉台小学校	06-1011-8877-0365-0013-0000	高槻市日吉台三番町4-20	6,000		1	0	1	182	243,347	
61	阿武山小学校	06-1011-8388-2010-2033-0000	高槻市阿武野2丁目1-2	6,000		1	0	1	166	194,114	
62	第一中学校	06-1121-8761-0013-5003-0000	高槻市内町1-35	6,000		1	0	12	104	153,734	
63	第二中学校	06-1011-8364-0520-1033-0000	高槻市郡家本町52-1	6,000		1	0	1	318	312,023	
64	第三中学校	06-1011-8328-2490-5023-0000	高槻市芝生町2丁目49-5	6,000		1	0	1	184	207,357	
65	第四中学校	06-1011-8353-0040-4023-0000	高槻市大畑町4-4	6,000		1	0	1	199	215,803	
66	第六中学校	06-1011-8711-0100-8013-0000	高槻市永楽町10-3	6,000		1	0	1	208	240,375	
67	第七中学校	06-1011-8301-1450-1033-0000	高槻市西面北1丁目45-1	6,000		1	0	1	121	137,810	
68	第八中学校	06-1011-8830-0050-1013-0000	高槻市紅葎町5-1	6,000		1	0	1	153	169,521	
69	第九中学校	06-1011-8897-1170-1013-0000	高槻市松が丘1丁目17-1	6,000		1	0	1	197	207,893	
70	第十中学校	06-1111-8737-0610-1003-0000	高槻市竹の内町61-1	6,000		1	0	11	166	241,930	
71	柳川中学校	06-1051-8324-1010-1003-0000	高槻市川添1丁目1-1	6,000		1	0	5	69	100,675	
72	阿武野中学校	06-1241-8367-5151-0003-0000	高槻市氷室町5丁目15-10	6,000		1	0	24	89	128,724	
73	五領中学校	06-1011-8814-3200-1013-0000	高槻市道鶴町3丁目20-1	6,000		1	0	1	137	145,267	
74	城南中学校	06-1011-8763-2250-1013-0000	高槻市城南町2丁目30-1	6,000		1	0	1	135	144,558	
75	川西中学校	06-1181-8356-2330-1003-0000	高槻市川西町2丁目33-1	6,000		1	0	18	79	135,973	
76	如是中学校	06-1161-8343-0070-1003-0000	高槻市如是町7-1	6,000		1	0	16	65	103,516	
77	冠中学校	06-1091-8731-2240-1003-0000	高槻市大冠町2丁目24-1	6,000		1	0	9	80	134,898	
78	芝谷中学校	06-1191-8860-0030-1003-0000	高槻市芝谷町3-1	6,000		1	0	19	188	205,448	
79	阿武山中学校	06-1221-8387-1040-1003-0000	高槻市奈佐原1丁目2番1号	6,000		1	0	22	147	212,828	
80	富田青少年交流センター	06-1101-8333-4152-4003-0000	高槻市富田町4丁目15-24	6,000		1	0	10	17	48,642	
81	教育センター	06-1121-8761-0011-2003-0000	高槻市内町1-1	6,000		1	0	12	75	155,936	
82	芥川公民館	06-1181-8842-4201-2003-0000	高槻市芥川町4丁目20-12	6,000		1	0	18	32	35,587	
83	真上公民館	06-1181-8846-2160-6003-0000	高槻市真上町2丁目16-6	6,000		1	0	18	28	43,985	
84	今城塚公民館	06-1181-8363-0480-3003-0000	高槻市郡家新町48-3	6,000		1	0	18	58	88,901	
85	五領公民館	06-1031-8811-0110-6003-0000	高槻市五領町11-6	6,000		1	0	3	41	33,712	
86	磐手公民館	06-1041-8826-0180-1033-0000	高槻市安満北の町18-1	6,000		1	0	4	126	164,277	
87	阿武山公民館・図書館	06-1241-8387-2111-2003-0000	高槻市奈佐原2丁目11-12	6,000		1	0	24	66	154,663	
88	小寺池図書館	06-1101-8345-0010-1003-0000	高槻市西五百住町1-1	6,000		1	0	10	103	195,748	
89	服部図書館	06-1191-8862-2150-1003-0000	高槻市蒲堂2丁目15番1号	6,000		1	0	19	32	87,496	
90	中央図書館 天神山書庫	06-1171-8852-2061-7003-0000	高槻市天神町2丁目6-17	6,000		1	0	17	37	39,594	
91	消防本部・中消防署	06-1151-8772-0043-0003-0000	高槻市桃園町4-30	6,000		1	0	15	109	516,568	
92	北消防署	06-1011-8861-3120-1013-0000	高槻市緑が丘3丁目12-1	6,000		1	0	1	41	105,242	
									合計	13,191	17,795,139

基本契約要綱

(関西エリア)

I 総 則

1 適 用

この「基本契約要綱(関西エリア)」(以下「この要綱」といいます。)は、当社が、関西電力送配電株式会社(以下「関電送配」といいます。)または関電送配の供給区域における配電事業者(以下「接続供給会社等」といいます。)の託送供給等約款およびその他の供給条件等(以下「託送約款等」といいます。)にもとづく接続供給(以下「当該接続供給」といいます。)を介して高圧または特別高圧で電気の供給を受ける需要(当社以外の者から電気の供給を受けている需要を除きます。)に応じて電気を供給するときの基本的な契約条件を規定したものであり、お客さまと当社とが合意したときに適用いたします。

2 要綱の変更

- (1) 当社は、次の場合には、民法第548条の4の規定にもとづき、この要綱および別に定める「料金表(業務用電力 関西エリア)」、「料金表(高圧電力 関西エリア)」ならびに「料金表(特別高圧電力 関西エリア)」(以下「料金表」といいます。)を変更する場合があります。この場合、契約期間の途中であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の要綱および料金表によります。
 - イ 託送約款等の変更または法令の制定もしくは改廃により、この要綱および料金表を変更する必要がある場合
 - ロ 消費税および地方消費税の税率(以下「消費税率」といいます。)が変更された場合
 - ハ イおよびロ以外の事由であって、社会情勢の変化等合理的な理由により、この要綱および料金表を変更する必要がある場合
- (2) (1)の場合、当社は、この要綱および料金表の変更の内容を、電磁的方法(お客さまに電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社ウェブサイトに掲載する方法等をいいます。)等によりお客さまにお知らせいたします。この場合、お客さまが希望されるときを除き、当該変更の内容以外のお知らせについては省略いたします。

3 定 義

次の言葉は、この要綱においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

- (1) 高 圧
標準電圧6,000ボルトをいいます。
- (2) 特別高圧
標準電圧20,000ボルト以上の電圧をいいます。
- (3) 電 灯
白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器(付属装置を含みます。)をいいます。
- (4) 小型機器
主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧(標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。)の電気機器をいいます。ただし、電灯と併用できないものは除きます。
- (5) 動 力
電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。
- (6) 付帯電灯
動力を使用するために直接必要な作業用の電灯その他これに準ずるものをいいます。
- (7) 契約負荷設備
契約上使用できる負荷設備をいいます。
- (8) 契約受電設備
契約上使用できる受電設備であって、受電電圧と同位の電圧を1次側電圧とする変圧器およびその2次側に施設される変圧器をいいます。
- (9) 契約電力
契約上使用できる最大電力(キロワット)をいいます。

- (10) 最大需要電力
託送約款等に定める30分ごとの需要電力の最大値であって、接続供給会社等の記録型計量器により計量される値をいいます。
- (11) 給電指令
お客様の電気の使用について、接続供給会社等から指令することをいいます。
- (12) 貿易統計
関税法にもとづき公表される統計をいいます。
- (13) スポット市場価格
一般社団法人日本卸電力取引所（以下「卸電力取引所」といいます。）が公表する翌日取引（卸電力取引所の業務規程に定める翌日取引をいいます。）を行なうための卸電力取引市場における商品（卸電力取引所の取引規程に定める商品をいいます。）ごとの売買取引における価格（売買取引にかかわる電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けるものとしてお客様の需要場所が属する供給区域において売買取引を行なうものに限り、）をいいます。ただし、価格が公表されない時間帯がある場合には、当社が決定した値といたします。
- (14) 平均燃料価格算定期間
貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。
- (15) 平均市場価格算定期間
スポット市場価格にもとづき平均市場価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。
- (16) 再生可能エネルギー発電促進賦課金
再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいいます。

4 単位および端数処理

この要綱において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約電力および最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、算定された値が0.5キロワット未満となるときは、契約電力を1キロワットといたします。
- (2) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (3) 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (4) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

5 その他

- (1) お客様は、託送約款等における需要者に関する事項を遵守する旨を承諾していただくとともに、その旨の承諾書を当社に提出していただくことがあります。
- (2) この要綱に記載のない事項については、この要綱、料金表および託送約款等の趣旨に則り、お客様と当社との協議によって定めます。

II 契約の申込み

6 需給契約の申込み

- (1) お客様が新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの要綱を承認のうえ、原則として所定の申込書により、契約種別、契約電力、使用開始希望日等必要事項を明らかにして、申込みをしていただきます。
- (2) 契約電力、契約負荷設備および契約受電設備については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客様から申し出ていただきます。

- (3) 当社は、需給契約にもとづきお客さまから申し出ていただいた事項のうち、当該接続供給のために接続供給会社等が必要とする事項について、接続供給会社等に情報を提供いたします。

7 需給契約の成立および契約期間

- (1) 需給契約は、お客さまの需給契約の申込みに対して、当社が承諾したときに成立いたします。
なお、当社は、原則として書面をもって承諾の意思表示をいたします。
- (2) 契約期間は、次によります。
- イ 契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。）の末日までといたします。
- ロ 契約期間満了に先だって、お客さまと当社の双方が、需給契約の廃止または変更について申入れを行わない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。
この場合、当社は、契約期間満了前は、新たな契約期間を、需給契約の継続後は、新たな契約期間、需給契約が成立した日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地を、電磁的方法等によりお客さまにお知らせいたします。なお、お客さまが希望されることを除き、その他の事項のお知らせについては省略いたします。

8 需要場所

需要場所は、託送約款等にもとづき定められる需要場所と同一といたします。

9 需給契約の単位

当社は、次の場合を除き、1需要場所について1契約種別を適用して、1需給契約を結びます。

- (1) 1需要場所において、次の2以上の契約種別を契約する場合または業務用電力、高圧電力または特別高圧電力と次の契約種別とをあわせて契約する場合
業務用自家発補給電力または自家発補給電力のうちいずれか1つ、予備電力
- (2) 災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない、お客さまからの申出がある場合で、接続供給会社等が技術上、保安上適切と認めたとき。
- (3) その他技術上、経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合

10 供給の開始

- (1) 当社は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。
- (2) 当社は、天候、用地事情等やむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。

11 需給契約書の作成

お客さまが希望される場合または特別の事情があり当社が必要とする場合には、電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。

なお、この場合で、接続供給会社等が供給設備の施設または変更を必要とするときには、原則として供給準備着手前に需給契約書を作成いたします。

Ⅲ 契約種別および料金

12 契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

契約種別	業 務 用 電 力
	高 圧 電 力
	特 別 高 圧 電 力
	業 務 用 自 家 発 補 給 電 力
	自 家 発 補 給 電 力
	予 備 電 力

13 業務用電力

(1) 適用範囲

高圧または特別高圧で電気の供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要に適用いたします。

(2) 契約負荷設備および契約受電設備

高圧で電気の供給を受け契約電力が500キロワット未満の需要については、契約負荷設備および契約受電設備をあらかじめ設定していただきます。

(3) 契約電力

契約電力は、次によって定めます。

イ 高圧で電気の供給を受け契約電力が500キロワット未満の場合

(イ) 各月の契約電力は、次の場合を除き、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

a 新たに電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降12月の期間の各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

b 契約受電設備を増加される場合で、増加された日を含む1月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその1月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その1月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、その1月の増加された日以降の期間は、その期間の最大需要電力の値といたします。

c 契約受電設備を減少される場合等で、1年を通じての最大需要電力が減少することが明らかとなるときは、減少された日を含む1月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降12月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力といたします。）は、契約負荷設備および契約受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降12月の期間で、その1月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値といたします。

(ロ) 業務用自家発補給電力と同一計量される場合で、業務用自家発補給電力によって電気を使用されたときは、原則として、その1月の業務用自家発補給電力の供給時間中における30分ごとの需要電力の最大値から業務用自家発補給電力のその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の業務用自家発補給電力の供給時間以外の時間における30分ごとの需要電力の最大値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。

ロ 高圧で電気の供給を受け契約電力が500キロワット以上の場合または特別高圧で電気の供給を受ける場合
(イ) 契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

なお、お客さまが新たに電気を使用される場合等で、適当と認められるときは、需給開始の日から1年間については、契約電力がてい増する場合に限り、段階的に定めることがあります。

(ロ) 業務用自家発補給電力と同一計量される場合で、業務用自家発補給電力によって電気を使用されたときは、原則として、その1月の業務用自家発補給電力の供給時間中における30分ごとの需要電力の最大値から業務用自家発補給電力のその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の業務用自家発補給電力の供給時間以外の時間における30分ごとの需要電力の最大値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。

ハ 契約電力が500キロワット未満の需要として高圧で電気の供給を受けているお客さまの最大需要電力が500キロワット以上となる場合は、契約電力をロによってすみやかに定めるものとし、それまでの契約電力は、イによって定めます。

ニ お客さまが当該需要場所において、他の需給契約または需給契約以外の契約（以下「他契約」といいます。）により電気の供給を受けていた場合は、契約電力の決定上、当該他契約による電気の供給はこの要綱により電気の供給を受けていたものとみなします。

(4) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、料金表（業務用電力 関西エリア）のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

ロ 電力量料金

電力量料金は、料金表（業務用電力 関西エリア）のとおりといたします。

ハ 力率割引および割増し

(イ) 力率は、需要場所で使用される電気にもとづき託送約款等に準じて算定される値といたします。

(ロ) 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。

14 高圧電力

(1) 適用範囲

高圧で電気の供給を受けて動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要に適用いたします。

(2) 契約負荷設備および契約受電設備

契約電力が500キロワット未満の需要については、契約負荷設備および契約受電設備をあらかじめ設定していただきます。

(3) 契約電力

契約電力は、次によって定めます。

イ 契約電力が500キロワット未満の場合

(イ) 各月の契約電力は、次の場合を除き、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

a 新たに電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降12月の期間の各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

b 契約受電設備を増加される場合で、増加された日を含む1月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその1月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その1月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、その1月の増加された日以降の期間は、その期間の最大需要電力の値といたします。

c 契約受電設備を減少される場合等で、1年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなときは、減少された日を含む1月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降12月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力といたします。）は、契約負荷設備および契約受電設備の内容、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降12月の期間で、その1

月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値といたします。

(ロ) 自家発補給電力と同一計量される場合で、自家発補給電力によって電気を使用されたときは、原則として、その1月の自家発補給電力の供給時間中における30分ごとの需要電力の最大値から自家発補給電力のその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の自家発補給電力の供給時間以外の時間における30分ごとの需要電力の最大値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。

ロ 契約電力が500キロワット以上の場合

(イ) 契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

なお、お客さまが新たに電気を使用される場合等で、適当と認められるときは、需給開始の日から1年間については、契約電力がてい増する場合に限り、段階的に定めることがあります。

(ロ) 自家発補給電力と同一計量される場合で、自家発補給電力によって電気を使用されたときは、原則として、その1月の自家発補給電力の供給時間中における30分ごとの需要電力の最大値から自家発補給電力のその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の自家発補給電力の供給時間以外の時間における30分ごとの需要電力の最大値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。

ハ 契約電力が500キロワット未満の需要として電気の供給を受けているお客さまの最大需要電力が500キロワット以上となる場合は、契約電力をロによってすみやかに定めるものとし、それまでの契約電力は、イによって定めます。

ニ お客さまが当該需要場所において、他契約により電気の供給を受けていた場合は、契約電力の決定上、当該他契約による電気の供給はこの要綱により電気の供給を受けていたものとみなします。

(4) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、料金表（高圧電力 関西エリア）のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

ロ 電力量料金

電力量料金は、料金表（高圧電力 関西エリア）のとおりといたします。

ハ 力率割引および割増し

(イ) 力率は、需要場所で使用される電気にもとづき託送約款等に準じて算定される値といたします。

(ロ) 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。

(5) そ の 他

発電設備等を介して、付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）を使用することはできません。

15 特別高圧電力

(1) 適用範囲

特別高圧で電気の供給を受けて動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要に適用いたします。

(2) 契約電力

イ 契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

なお、お客さまが新たに電気を使用される場合等で、適当と認められるときは、需給開始の日から1年間については、契約電力がてい増する場合に限り、段階的に定めることがあります。

ロ お客さまが当該需要場所において、他契約により電気の供給を受けていた場合は、契約電力の決定上、当該他契約による電気の供給はこの要綱により電気の供給を受けていたものとみなします。

(3) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、料金表（特別高圧電力 関西エリア）のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

ロ 電力量料金

電力量料金は、料金表（特別高圧電力 関西エリア）のとおりといたします。

ハ 力率割引および割増し

(イ) 力率は、需要場所で使用される電気にもとづき託送約款等に準じて算定される値といたします。

(ロ) 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。

(4) その他

発電設備等を介して、付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）を使用することはできません。

16 業務用自家発補給電力

(1) 適用範囲

高圧または特別高圧で電気の供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、お客さまの発電設備の検査、補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるためのものに適用いたします。

なお、大気汚染防止法等の関係する法令で定めるところにより火力発電設備の出力を抑制したときに生じた不足電力、渇水により水力発電設備の出力が低下したときに生じた不足電力等の補給にあてるためのものには適用いたしません。

(2) 契約電力

イ 契約電力は、お客さまの発電設備の容量（定格出力といたします。）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。この場合、契約電力は、原則として、1台当たりの容量が最大となる発電設備の容量（定格出力といたします。）を下回らないものといたします。

ロ イによりがたい場合には、次の値を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

(イ) 予備発電設備が設置されている場合

お客さまの発電設備の容量（定格出力といたします。）からお客さまの予備発電設備の容量（定格出力といたします。）を差し引いた値

なお、この場合の予備発電設備とは、常時運転される発電設備が停止したときに瞬時に自動的に切替えを行ない運転を開始するものをいいます。

(ロ) 発電設備が停止したときに瞬時に負荷を自動的にしゃ断する装置が設置されている場合

お客さまの発電設備の容量（定格出力といたします。）から瞬時に負荷を自動的にしゃ断する装置に接続された負荷設備の容量（同時に使用する負荷設備の容量の合計といたします。）を差し引いた値

(3) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、料金表（業務用電力 関西エリア）のとおりといたします。ただし、まったく電気の供給を受けない場合の基本料金は、30パーセントといたします。また、その1月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における電気の供給は前月における電気の供給とみなします。

ロ 電力量料金

電力量料金は、料金表（業務用電力 関西エリア）のとおりといたします。

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、業務用電力に準ずるものといたします。

(4) 業務用自家発補給電力の使用

お客さまが業務用自家発補給電力を使用される場合は、使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ当社に通知していただきます。ただし、事故その他やむをえないときは、使用開始後すみやかに当社に通知していただきます。

(5) 業務用電力と同一計量される場合の最大需要電力

業務用電力と同一計量される場合で、業務用自家発補給電力を使用されたときは、次の場合を除き、原則として業務用自家発補給電力の契約電力をその1月の最大需要電力とみなします。

イ 業務用電力の契約電力を13（業務用電力）(3)イによって定めるお客さまの場合で、業務用自家発補給電力の需要電力の最大値が業務用自家発補給電力の契約電力をこえたことが明らかなきときは、その需要電力の

最大値をその1月の最大需要電力とみなします。

ロ 業務用電力の契約電力を13（業務用電力）（3）ロによって定めるお客さまの場合で、託送約款等に定めるお客さまの供給地点に係るその1月の最大需要電力等が業務用電力の契約電力と業務用自家発補給電力の契約電力との合計をこえ、かつ、超過の原因が業務用自家発補給電力の超過であることが明らかなきは、その需要電力の最大値をその1月の最大需要電力とみなします。

なお、超過の原因が明らかでないときは、業務用電力と業務用自家発補給電力との契約電力の比であん分してえた値をその1月の最大需要電力とみなします。

（6）業務用電力と同一計量される場合の使用電力量

イ 使用電力量は、業務用自家発補給電力の供給時間中に計量された使用電力量から、基準の電力に業務用自家発補給電力の供給時間を乗じてえた値を差し引いた値といたします。

なお、この場合の基準の電力は、原則として次のいずれかを基準として決定するものといたします。この場合、いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって決めておくものとし、業務用自家発補給電力の使用のつど選択することはできません。

また、基準の電力の算定にあたり次の（イ）、（ロ）または（ハ）によりがたい場合は、お客さまと当社との協議により（イ）、（ロ）または（ハ）に準じて決定いたします。

（イ）業務用自家発補給電力の使用の前月または前年同月における業務用電力の平均電力

（ロ）業務用自家発補給電力の使用の前3月間における業務用電力の平均電力

（ハ）業務用自家発補給電力の使用の前3日間における業務用電力の平均電力

ロ 業務用自家発補給電力の継続した使用期間を通算して業務用自家発補給電力の使用電力量を算定することが不適当と認められる場合は、業務用自家発補給電力の供給時間中の各時間ごとに使用電力量から基準の電力にその時間を乗じてえた値を差し引いた値の合計を業務用自家発補給電力の使用電力量といたします。

ハ 使用電力量の区分

業務用自家発補給電力の使用電力量は、原則として業務用自家発補給電力の最大需要電力に業務用自家発補給電力の使用時間を乗じてえた値をこえないものといたします。

（7）その他

イ 定期検査または定期補修は、毎年度当初にあらかじめその実施の時期を定めて、当社へ文書により通知していただきます。

なお、その実施の時期を変更される場合には、その1月前までに当社に通知していただきます。

ロ 当社は、必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。

ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、業務用電力に準ずるものといたします。

17 自家発補給電力

（1）適用範囲

高圧または特別高圧で電気の供給を受けて動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で、お客さまの発電設備の検査、補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるためのものに適用いたします。

なお、大気汚染防止法等の関係する法令で定めるところにより火力発電設備の出力を抑制したときに生じた不足電力、渇水により水力発電設備の出力が低下したときに生じた不足電力等の補給にあてるためのものには適用いたしません。

（2）契約電力

契約電力は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

（3）料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、料金表（高圧電力 関西エリア）または料金表（特別高圧電力 関西エリア）のとおりといたします。ただし、まったく電気の供給を受けない場合の基本料金は、20パーセントといたします。また、その1月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における電気の供給は前月における電気の供給とみなします。

ロ 電力量料金

電力量料金は、料金表（高圧電力 関西エリア）または料金表（特別高圧電力 関西エリア）のとおりといたします。

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、高圧電力または特別高圧電力に準ずるものといたします。

(4) 自家発補給電力の使用

お客さまが自家発補給電力を使用される場合は、使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ当社に通知していただきます。ただし、事故その他やむをえないときは、使用開始後すみやかに当社に通知していただきます。

(5) 高圧電力または特別高圧電力と同一計量される場合の最大需要電力

高圧電力または特別高圧電力と同一計量される場合で、自家発補給電力を使用されたときは、次の場合を除き、原則として自家発補給電力の契約電力をその1月の最大需要電力とみなします。

イ 高圧電力の契約電力を14（高圧電力）（3）イによって定めるお客さまの場合で、自家発補給電力の需要電力の最大値が自家発補給電力の契約電力をこえたことが明らかなきときは、その需要電力の最大値をその1月の最大需要電力とみなします。

ロ 高圧電力の契約電力を14（高圧電力）（3）ロによって定めるお客さままたは特別高圧電力のお客さまの場合で、託送約款等に定めるお客さまの供給地点に係るその1月の最大需要電力等が高圧電力または特別高圧電力の契約電力と自家発補給電力の契約電力との合計をこえ、かつ、超過の原因が自家発補給電力の超過であることが明らかなきときは、その需要電力の最大値をその1月の最大需要電力とみなします。

なお、超過の原因が明らかでないときは、高圧電力または特別高圧電力の契約電力と自家発補給電力の契約電力との比であん分してえた値をその1月の最大需要電力とみなします。

(6) 高圧電力または特別高圧電力と同一計量される場合の使用電力量

イ 使用電力量は、自家発補給電力の供給時間中に計量された使用電力量から、基準の電力に自家発補給電力の供給時間を乗じてえた値を差し引いた値といたします。

なお、この場合の基準の電力は、原則として次のいずれかを基準として決定するものといたします。この場合、いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めておくものとし、自家発補給電力の使用のつど選択することはできません。

また、基準の電力の算定にあたり次の（イ）、（ロ）または（ハ）によりがたい場合は、お客さまと当社との協議により（イ）、（ロ）または（ハ）に準じて決定いたします。

（イ） 自家発補給電力の使用の前月または前年同月における高圧電力または特別高圧電力の平均電力

（ロ） 自家発補給電力の使用の前3月間における高圧電力または特別高圧電力の平均電力

（ハ） 自家発補給電力の使用の前3日間における高圧電力または特別高圧電力の平均電力

ロ 自家発補給電力の継続した使用期間を通算して自家発補給電力の使用電力量を算定することが不相当と認められる場合は、自家発補給電力の供給時間中の各時間ごとに使用電力量から基準の電力にその時間を乗じてえた値を差し引いた値の合計を自家発補給電力の使用電力量といたします。

ハ 使用電力量の区分

自家発補給電力の使用電力量は、原則として自家発補給電力の最大需要電力に自家発補給電力の使用時間を乗じてえた値をこえないものといたします。

(7) その他

イ 定期検査または定期補修は、できる限り夏期をさけて実施していただくものとし、毎年度当初にお客さまと当社との協議によってあらかじめその実施の時期を定め、その1月前に再協議してその時期を確認いたします。

なお、その実施の時期に需給状況が著しく悪化した場合は、その時期を変更していただくことがあります。

ロ 当社は、必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。

ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、高圧電力または特別高圧電力に準ずるものといたします。

18 予備電力

(1) 適用範囲

常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるため、託送約款等における予備送電サービスを介して予備電線路により電気の供給を受ける次の場合に適用いたします。

イ 予備線

常時供給変電所から常時供給電圧と同位の電圧で供給を受ける場合

ロ 予備電源

常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合または常時供給変電所から常時供給電圧と異なった電

圧で供給を受ける場合

(2) 契約電力

契約電力は、常時供給分の契約電力の値といたします。ただし、お客さまに特別の事情がある場合で、お客さまが常時供給分の契約電力の値と異なる契約電力を希望されるときは、予備電力によって使用される契約設備および契約受電設備の内容または予想される最大需要電力を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

(3) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、常時供給分についてお客さまに適用されている料金表のとおりといたします。ただし、特別高圧で常時供給を受ける場合で、高圧で予備電力の供給を受けるときには、契約電力は、基本料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするための損失率（この場合の損失率は、3パーセントといたします。）で修正したものといたします。

ロ 電力量料金

電力量料金は、常時供給分についてお客さまに適用されている料金表のとおりといたします。ただし、特別高圧で常時供給を受ける場合で、高圧で予備電力の供給を受けるときには、使用電力量は、電力量料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするための損失率（この場合の損失率は、3パーセントといたします。）で修正したものといたします。

なお、電力量料金は、常時供給分の電力量料金とあわせて算定いたします。

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しはいたしません。

(4) そ の 他

イ お客さまが希望される場合は、予備線による電気の供給と予備電源による電気の供給とをあわせて受けることができます。

ロ 予備電力の各項における常時供給分とは、常時電線路による電気の供給分をいい、自家発補給電力供給分を含みます。

ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、業務用電力、高圧電力または特別高圧電力に準ずるものといたします。

IV 料金の算定および支払い

19 料金の適用開始の時期

料金は、需給開始の日から適用いたします。ただし、あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについては、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとされない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。

20 料金の算定期間

料金の算定期間は、託送約款等に定める計量期間または検針期間（以下「計量期間等」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から開始日を含む計量期間等の終期までの期間または消滅日の前日を含む計量期間等の始期から消滅日の前日（当該需要場所において消滅日以降も引き続き他契約により電気の供給を受ける場合または契約期間が満了したことにより需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。）までの期間といたします。

21 使用電力量等の算定

(1) 当社は、接続供給会社等が託送約款等にもとづき計量した値を用いて使用電力量等を算定いたします。

(2) 計量器は、託送約款等にもとづき接続供給会社等が設置いたします。

(3) 料金の算定期間における使用電力量は、30分ごとの使用電力量の合計として算定いたします。

(4) 30分ごとの使用電力量は、電力量計の計量値にもとづき、託送約款等における接続供給電力量に準じて定め

ます。

(5) 料金の算定期間における最大需要電力は、託送約款等における最大需要電力に準じて定めます。

(6) 当社は、使用電力量等の算定の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。

- (7) 計量器の故障等によって使用電力量または最大需要電力を正しく算定できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。
- (8) 特別の事情がある場合で、使用電力量または最大需要電力の算定に計量値等を用いることが適当でないときは、使用電力量または最大需要電力は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。

22 料金の算定

- (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。
- イ 電気の供給を開始し、もしくは需給契約が消滅した場合、または託送約款等に定めるところにより、接続供給会社等が電気の供給を再開し、もしくは停止した場合
 - ロ 契約種別、契約電力、供給電圧、適用される料金等を変更したことにより、料金に変更があった場合
 - ハ 計量期間等の日数が暦日数（その計量期間等の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数）に対し、5日を上回り、または下回る場合
- (2) 料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

23 日割計算

- (1) 当社は、22（料金の算定）（1）イ、ロまたはハの場合は、次により料金を算定いたします。

イ 基本料金は、次の算式により日割計算をいたします。

$$1月の該当料金 \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

ただし、22（料金の算定）（1）ハに該当する場合は、

$$1月の該当料金 \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

ロ 電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて算定いたします。

ハ イおよびロによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。

- (2) 22（料金の算定）（1）イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、停止日および消滅日を除きます。ただし、当該需要場所において消滅日以降も引き続き他契約により電気の供給を受ける場合または契約期間が満了したことにより需給契約が消滅した場合は、消滅日を含みます。

また、供給停止期間中の日割計算対象日数には、停止日を含み、再開日を除きます。ただし、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。

- (3) 22（料金の算定）（1）ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

24 検針日および料金の支払義務

- (1) 検針日は、託送約款等に定める検針日といたします。ただし、接続供給会社等から検針の結果等を託送約款等に定める検針日の翌日以降に受領した場合は、当社が接続供給会社等から検針の結果等を受領した日といたします。

- (2) お客さまの料金の支払義務が発生する日は、次の場合を除き、検針日といたします。

イ 需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、当該需要場所において消滅日以降も引き続き他契約により電気の供給を受ける場合または契約期間が満了したことにより需給契約が消滅した場合は、消滅日の翌日といたします。また、特別の事情があつて需給契約の消滅日以降に接続供給会社等から検針の結果等を受領した場合は、その日といたします。

ロ 21（使用電力量等の算定）（7）または（8）の場合は、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力が協議によって確定した日といたします。

ハ 高压で電気の供給を受けて13（業務用電力）（3）ロもしくは14（高压電力）（3）ロによって契約電力を定める場合または特別高压で電気の供給を受ける場合で、当該接続供給における検針日が毎月初日のお客さま（当該お客さまに係る業務用自家発補給電力、自家発補給電力および予備電力を含みます。）については、料金の算定期間の翌月1日といたします。

25 料金の支払期日

- (1) お客さまの料金は、支払期日までに支払っていただきます。

- (2) 支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目の日といたします。ただし、支払期日が日曜日また

は銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日（以下「銀行の休日」といいます。）に該当する場合は、支払期日を直後の日曜日または銀行の休日でない日まで延期するものといたします。

- (3) お客さまがイまたはロに該当することとなったときには、(2)にかかわらず、お客さまの料金の支払期日は、(4)、(5)および(6)によるものといたします。
 - イ 約束手形または小切手等の不渡りを出して銀行取引停止となった場合
 - ロ 破産、民事再生、特別清算、会社更生またはその他法的倒産手続きの申立があった場合
- (4) お客さまが(3)イまたはロに該当することとなった際に現に支払義務が発生している料金でまだ支払われていない料金（支払期日を経過していない料金に限ります。）がある場合は、その料金の支払期日は、お客さまが(3)イまたはロに該当することとなった日といたします。
- (5) お客さまが(3)イまたはロに該当することとなった日の翌日以降に支払義務が発生する料金のうち、初回に支払義務が発生する料金の支払期日は、お客さまがイまたはロに該当する場合は(2)で定める支払期日とし、それ以外の場合は支払義務発生日といたします。また、次回以降に支払義務が発生する料金の支払期日は、その料金ごとの支払義務発生日の前日にお客さまがハに該当する場合は(2)で定める支払期日とし、それ以外の場合は支払義務発生日といたします。
 - イ (3)イまたはロに該当することとなった際にまだ支払われていない料金が無い場合
 - ロ (3)イまたはロに該当することとなった際に現に支払義務が発生している料金があるときは、すべての料金が支払期日までに相殺以外の方法により支払われた場合
 - ハ お客さまがイまたはロに該当する場合で、(3)イまたはロに該当することとなった日の翌日以降に支払義務が発生する料金のうち、支払期日を経過して支払われていない料金がなかったとき。
- (6) (3)イまたはロに該当する理由となった事実が解消された場合等には、当社に申し出ていただきます。この場合、(3)イまたはロに該当することとなった日の翌日以降に支払義務が発生する料金のうち、その事実が解消された日以降に支払義務が発生する料金については、(5)にかかわらず、お客さまが(3)イまたはロに該当しなかったものとみなします。

26 料金その他の支払方法

- (1) 料金については毎月、工事費等その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じて次のいずれかの方法によって支払っていただきます。
 - イ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。
 - ロ お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。
- (2) お客さまが料金を(1)イにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。また、(1)ロにより支払われる場合は、その金融機関等に払い込まれたときといたします。
- (3) 当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、(2)にかかわらず、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。
- (4) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

27 延滞利息

- (1) お客さまが料金または契約超過金を支払期日を経過してなお支払わない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。
- (2) 延滞利息は、次により算定される金額といたします。
 - イ お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払わない場合
延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年10パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。
なお、消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。
 - ロ お客さまが契約超過金を支払期日を経過してなお支払わない場合
延滞利息は、その算定の対象となる契約超過金から、消費税等相当額を差し引いた金額に年10パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。

なお、消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

- (3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金または契約超過金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

28 保証金

- (1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。
- イ 支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合
 - ロ 新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合で、次のいずれかに該当するとき。
 - (イ) 他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合
 - (ロ) 支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合
- (2) 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は、お客さまの負荷率、操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。
- (3) 当社は、保証金の預かり期間を2年以内で設定いたします。
- なお、(4)により保証金を預けていただく場合は、そのときからあらためて2年以内の預かり期間を設定いたします。
- (4) 当社は、需給契約が消滅した場合または支払期日を経過してなお料金を支払われない場合には、保証金およびその利息をお客さまの支払額に充当することがあります。この場合、保証金の利息をもって充当し、なお充当すべき金額があるときは、保証金より充当いたします。また、当社は、あらためて(1)によって算定した金額と充当後の残額との差額を預けていただくことがあります。
- (5) 当社は、次により、保証金に利息を付します。
- イ 利息は、年0.2パーセントの単利とし、円未満の端数は切り捨てます。
 - ロ 利息を付す期間は、預かり日からお返しする日の前日または充当日の前日までの期間といたします。ただし、当社があらかじめお知らせした予定日にお客さまの都合によって保証金をお返しできなかった場合は、その期間は利息を付す期間から除きます。
- (6) 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には、保証金に利息を付してお返しいたします。ただし、(4)により支払額に充当した場合は、その残額をお返しいたします。

V 使用および供給

29 適正契約の保持

当社は、お客さまが契約電力をこえて電気を使用される等お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

30 契約超過金

- (1) お客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には、当社の責めとなる理由による場合を除き、当社は、契約超過電力に基本料金率を乗じてえた金額をその1月の力率により割引または割増したものの1.5倍に相当する金額を、契約超過金として申し受けます。この場合において、契約超過電力とは、その1月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします。
- (2) 契約超過金は、契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期日までに支払っていただきます。

31 需要場所への立入りによる業務の実施

当社または接続供給会社等は、業務の必要上お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

32 供給の停止

- (1) 託送約款等に定めるところにより、接続供給会社等は、電気の供給を停止することがあります。
- (2) お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、接続供給会社等は、当社の求めに応じ、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

- イ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
 - ロ 契約負荷設備または契約受電設備以外の負荷設備または受電設備によって電気を使用された場合
 - ハ 31（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合
 - ニ お客さまがその他この要綱に反した場合
- (3) (1)および(2)によって電気の供給を停止する場合には、接続供給会社等は接続供給会社等の供給設備またはお客さまの電気設備において、供給停止のための適当な処置を行いません。

33 供給停止の解除

32（供給の停止）によって接続供給会社等が電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消し、かつ、当社に電気の供給の再開を申し出ていただいたときには、託送約款等に定めるところにより、接続供給会社等は、すみやかに電気の供給を再開いたします。

34 供給停止期間中の料金

32（供給の停止）によって接続供給会社等が電気の供給を停止した場合で、当社が接続供給会社等からその旨の通知を受けたときには、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金を23（日割計算）により日割計算をして、料金を算定いたします。

35 違 約 金

- (1) お客さまが32（供給の停止）(2)イまたは42（解約等）(1)ホに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
- (2) (1)の免れた金額は、適正な供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できないときは、6月以内で当社が決定した期間といたします。

36 損害賠償の免責

- (1) 託送約款等に定めるところにより、接続供給会社等が電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとされない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (2) 32（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または40（需給契約の廃止）もしくは42（解約等）によって需給契約が消滅した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) その他当社の責めとされない理由により事故が生じた場合は、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

37 設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社または接続供給会社等の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。

- (1) 当社の設備の場合
 - イ 修理可能の場合
修理費
 - ロ 亡失または修理不可能の場合
帳簿価額と取替工費との合計額
- (2) 接続供給会社等の設備の場合
接続供給会社等に生じた損害の賠償に要する金額

VI 契約の変更および終了

38 需給契約の変更

- (1) お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。
- (2) (1)の場合、当社は、変更前は、変更しようとする内容を、変更後は、変更した内容、需給契約が成立した日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地を、電磁的方法等によりお客さまにお知らせいたします。この場合、お客さまが希望されることを除き、当該変更の内容以外の事項のお知らせについては省略いた

します。

39 名義の変更

営業譲渡、合併その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合で、当社が承諾したときには、当社は名義変更の手続きをいたします。この場合には、その旨を当社に文書により申し出ていただきます。

40 需給契約の廃止

(1) お客さまが、契約期間満了前に電気の使用を廃止しようとされる場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。

(2) お客さままたは当社が、契約期間満了をもって需給契約を廃止しようとする場合は、契約期間満了の日の3か月前までに相手方に通知するものといたします。

なお、この場合には、当社および接続供給会社等は、原則として、契約期間満了の日の翌日に需給を終了させるための適当な処置を行いません。

(3) 需給契約は、7（需給契約の成立および契約期間）(2)ロおよび42（解約等）の場合を除き、契約期間満了の日（(1)の場合は、お客さまが当社に通知した廃止期日といたします。）をもって消滅いたします。

ただし、当社または接続供給会社等の責めとしない理由（非常変災等の場合を除きます。）により需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

41 需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費等の精算

(1) お客さまが新たに電気の供給を受けまたは契約電力を増加された後1年に満たないで、契約電力を減少または需給契約を終了される場合（当該需要場所において電気の使用を廃止後も引き続き他契約により電気の供給を受ける場合を除きます。）には、当社は、次により料金および工事費等をお客さまに精算していただきます。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。

イ お客さまが契約電力を新たに設定または増加された日から電気の使用を廃止または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、さかのぼって減少契約電力分につき各月の料金の算定に適用された該当料金の20パーセントを割増したものを適用（供給設備の利用期間が1年以上となる部分がある場合は、その部分について、託送約款等に準じて算定した接続送電サービス料金または予備送電サービス料金の20パーセントに相当する金額を差し引いたものといたします。）いたします。

なお、精算の対象とする使用電力量は、その期間の使用電力量について、契約電力の減少分と残余分の比であん分してえたものといたします。

ロ 当社が接続供給会社等から託送約款等にもとづきその工事費の精算に係る請求を受けた場合は、当社は、お客さまからその金額を申し受けます。

(2) お客さまが新たに電気の供給を受けまたは契約電力を増加された後1年に満たないで需給契約を廃止される場合で、お客さまが当該需要場所において廃止後も引き続き他契約により電気の供給を受けるときは、当社は、次により料金および工事費等をお客さまに精算していただきます。

イ お客さまが契約電力を新たに設定または増加された日から電気の使用を廃止される日までの期間の料金について、さかのぼって各月の料金の算定に適用された該当料金の20パーセントを割増したものを適用（託送約款等に準じて算定した接続送電サービス料金または予備送電サービス料金の20パーセントに相当する金額を差し引いたものといたします。）いたします。

ロ 当社は、接続供給会社等から、託送約款等に定めるところにより、お客さまが廃止された需給契約に関する接続送電サービス料金または予備送電サービス料金および工事費の精算に係る請求を受けた場合は、当該需給契約の消滅の前後にかかわらず、お客さまからその金額を申し受けます。この場合、当社がお客さまへ請求した日の翌日から起算して30日目までに支払っていただきます。

42 解約等

(1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。

なお、この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。

イ お客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

ロ お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

ハ この要綱によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、契約超過金、違約金、工事費等その他この要綱から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合

ニ 32（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社または接続供給会社等の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合

ホ 高压電力、特別高压電力もしくは自家発補給電力の場合または予備電力で高压電力もしくは特別高压電力

に準ずる場合で、付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）によって電気を使用されたとき。

へ お客さまが契約電力をこえて電気を使用される場合に、当社が29（適正契約の保持）によって契約の変更を求めても応じていただけないとき。

- (2) お客さまが、32（供給の停止）に該当する場合で、供給の停止となった事実が解消されないことがあらかじめ明らかなきには、当社は、(1)にかかわらず供給の停止と同時に、需給契約を解約することがあります。
- (3) お客さまが、40（需給契約の廃止）(1)または(2)による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社および接続供給会社等が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。

43 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

Ⅶ 供給方法、工事および工事費の負担

44 需給地点および施設

- (1) 接続供給会社等が維持および運用する供給設備を介してお客さまが電気の供給を受ける場合の供給の方法および工事については、託送約款等に定めるところによるものといたします。
- (2) 託送約款等にもとづき当社と接続供給会社等との協議によって定めることとされている需給地点、架空引込線の引込線取付点、地中引込線によって接続を行なう場合の接続供給会社等の供給設備と接続する電気設備の施設場所、計量器等の取付位置および建物内に計量器等を取り付けた場合の扱いについては、原則としてお客さまと接続供給会社等との協議によって定めていただきます。

45 工事費等の負担方法

当社が接続供給会社等からお客さまの需要場所に対応する供給地点への接続供給に係る工事費等の負担を求められた場合には、当社は、その金額をお客さまから申し受けます。

46 工事費等の申受けおよび精算

- (1) 当社は、工事費等を供給準備着手前に申し受けます。ただし、お客さまに特別の事情がある場合は、工事費等を供給準備着手後に申し受けることがあります。この場合、原則として、需給開始日までに申し受けます。
- (2) 当社が必要とする場合は、工事費等に関する必要な事項について、供給準備着手前に確約書を提出していただきます。
- (3) 当社が接続供給会社等から、工事完成後、当該工事費等に係る精算を受けた場合は、当社は工事費等をすみやかに精算するものといたします。
- (4) 託送約款等に定めるところにより、当社の負担で施設し、または取り付けることとされている設備等については、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設し、または取り付けていただきます。
- (5) お客さまの都合によって需給開始に至らないで申込みを取消しまたは変更される場合で、当社が接続供給会社等から、託送約款等に定めるところにより、費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは、当社は、その金額をお客さまから申し受けます。

Ⅷ その他

47 需要情報の通知

当社は、供給計画作成のために、お客さまに対して必要な情報の提供をお願いすることがあります。この場合、お客さまから当該情報を提供していただきます。

48 不可抗力

- (1) 不可抗力による免責

お客さまおよび当社は以下に定める不可抗力によって本契約の履行が不可能となった場合、お互いに損害賠償責任を負わないものといたします。

イ 地震等の天災地変が起きた場合

ロ 戦争、暴動、内乱等、平時の社会生活の営みを困難にする非常事態が生じた場合

- (2) 不可抗力による解約

- イ 上記(1)で定める不可抗力を原因として契約履行ができない場合、お客さままたは当社は本契約の一部または全部を解約できるものといたします。
- ロ 解約に伴う損害はお客さま、当社共に賠償責任を負わないものといたします。

49 管轄裁判所

本契約にかかわる訴訟については、名古屋地方裁判所を第一審専属管轄裁判所といたします。

50 守秘義務

お客さまは、本要綱の内容を、需給契約存続中はもとより需給契約消滅後においても、事前に当社の承諾なしに、第三者に漏らしてはならないものといたします。

51 反社会的勢力の排除

- (1) お客さまおよび当社は、相手方が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいいます。以下同じ。）に該当し、または反社会的勢力と次のいずれかに定める関係を有することが判明した場合には、事前に通知の上、需給契約の全部または一部を解除できるものといたします。
 - イ 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき
 - ロ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
 - ハ 自己もしくは第三者の不正の利益を図り、または第三者に損害を加える等、反社会的勢力を利用していると認められるとき
 - ニ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められるとき
 - ホ その他役員等または経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (2) お客さまおよび当社は、相手方が自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれかに定める行為をした場合には、事前に通知のうえ、契約の全部または一部を解除できるものといたします。
 - イ 暴力的な要求行為
 - ロ 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ハ 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ニ 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を棄損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる行為
- (3) お客さまおよび当社は、自己が将来にわたり(1)および(2)に該当しないことを表明および確約いたします。
- (4) お客さまおよび当社は、自己が反社会的勢力から不当要求または業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否するものといたします。
- (5) お客さまおよび当社は、相手方が(3)および(4)の規定に違反した場合は、事前に通知のうえ、需給契約の全部又は一部を解除できるものといたします。
- (6) お客さままたは当社が前各項の規定により契約を解除した場合、解除された当事者は、解除した当事者に対して損害賠償を請求することができず、また解除により解除した当事者に損害が生じたときは、その損害を賠償するものといたします。

52 配電事業者

関電送配が定める託送約款等と関電送配の供給区域における配電事業者が定める託送約款等との違いにより、この要綱および料金表とは異なる取扱いが必要となった場合には、お客さまと当社との協議によって定めます。

53 準 拠 法

この要綱に関する権利義務は、日本法に準拠し、これにしたがって解釈されるものといたします。

附 則

1 実施期日

この要綱は、2024年4月1日から実施いたします。

2 料金の支払義務についての特別措置

高圧で電気の供給を受けるお客さまが本則13（業務用電力）（3）イまたは本則14（高圧電力）（3）イによって契約電力を定める場合のお客さまの料金の支払義務が発生する日は、本則24（検針日および料金の支払義務）（2）ハに準じて定めることがあります。なお、この場合、当社は、あらかじめその旨をお客さまにお知らせいたします。

3 この要綱の実施等にもなう経過措置

この要綱実施の日から、2025年3月31日までの期間におけるお客さまの電気の使用を制限または中止した場合の料金については、次のとおりといたします。

- (1) 当社は、業務用電力、高圧電力および特別高圧電力に対して、託送約款等に定めるところにより、接続供給会社等が、電気の使用を制限し、または中止した場合には、次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし、その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は、そのお客さまについては割引いたしません。

イ 高圧で電気の供給を受け契約電力（業務用自家発補給電力または自家発補給電力とあわせて契約する場合は、その契約電力との合計）が500キロワット未満の場合

(イ) 割引の対象

力率割引または割増し後の基本料金といたします。

なお、本則22（料金の算定）（1）イまたはハの場合は、料金の算定期間を「1月」として算定した場合の基本料金相当額といたします。

また、本則22（料金の算定）（1）ロの場合は、制限または中止した日における契約種別、契約電力、供給電圧等によって算定した場合の基本料金相当額といたします。

(ロ) 割引率

1月中の制限し、または中止した延べ日数1日ごとに4パーセントといたします。

(ハ) 制限または中止延べ日数

延べ日数は、託送約款等に準じて需要場所ごとに算定いたします。

ロ 高圧で電気の供給を受け契約電力（業務用自家発補給電力または自家発補給電力とあわせて契約する場合は、その契約電力との合計）が500キロワット以上の場合または特別高圧で電気の供給を受ける場合

(イ) 割引の対象

力率割引または割増し後の基本料金といたします。

なお、本則22（料金の算定）（1）イまたはハの場合は、料金の算定期間を「1月」として算定した場合の基本料金相当額といたします。

また、本則22（料金の算定）（1）ロの場合は、制限または中止した日における契約種別、契約電力、供給電圧等によって算定した場合の基本料金相当額といたします。

(ロ) 割引率

1月中の制限し、または中止した延べ時間数1時間ごとに0.2パーセントといたします。

(ハ) 制限または中止延べ時間数

延べ時間数は、託送約款等に準じて需要場所ごとに算定いたします。

- (2) (1)による延べ日数または延べ時間数を計算する場合には、電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当社または接続供給会社等がお客さまに3日前までにお知らせして行なう制限または中止は、1月につき1日を限って計算に入れません。この場合の1月につき1日とは、料金算定期間の1暦日における1回の工事による制限または中止の時間といたします。

- (3) 業務用自家発補給電力、自家発補給電力および予備電力に対する供給の中止または使用の制限もしくは中止についても(1)および(2)に準じて割引を行ない料金を算定いたします。

4 この要綱の実施等にもなう切替措置

この要綱が適用される以前における、当社との需給契約によって支払いを要することとなった料金および料金以外の債務（延滞利息、保証金、違約金、工事費等その他当社との需給契約から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合は、本則42（解約等）に準ずるものといたします。

別 表

1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の5月分の料金に係る計量期間等の始期から翌年の4月分の料金に係る計量期間等の終期までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

なお、予備電力の場合、その1月の使用電力量につき、常時供給分の再生可能エネルギー発電促進賦課金とあわせて算定いたします。

また、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出たときは、お客さまからの申出の直後の5月分の料金に係る計量期間等の始期から翌年の4月分の料金に係る計量期間等の終期（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、当該認定を取り消された日を含む計量期間等の終期といたします。）までの期間に当該事業所において使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

2 燃料費等調整

(1) 燃料費等調整額の算定

燃料費等調整額は、燃料費調整額および市場価格調整額によって算定いたします。

(2) 燃料費調整

イ 燃料費調整額の算定

(イ) 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$\alpha = 0.0045$

$\beta = 0.1974$

$\gamma = 1.0532$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(ロ) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 47,000 \text{ 円}) \times \frac{\text{ロの基準単価}}{1,000}$$

(ハ) 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月分の料金に係る計量期間等
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月分の料金に係る計量期間等
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月分の料金に係る計量期間等
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月分の料金に係る計量期間等
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月分の料金に係る計量期間等
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月分の料金に係る計量期間等
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月分の料金に係る計量期間等
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月分の料金に係る計量期間等
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月分の料金に係る計量期間等
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月分の料金に係る計量期間等
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月分の料金に係る計量期間等
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の5月分の料金に係る計量期間等

(ニ) 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(ロ)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

ロ 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	高圧で供給を受ける場合	10銭6厘
	特別高圧で供給を受ける場合	10銭5厘

(3) 市場価格調整

イ 市場価格調整額の算定

(イ) 平均市場価格

1キロワット時当たりの平均市場価格は、スポット市場価格にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均市場価格の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

$$\text{平均市場価格} = X \times x + Y \times y$$

X = 各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の全日平均値

Y = 各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の午前8時から午後4時の平均値

x = 0.7170

y = 0.2830

なお、各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の全日平均値および各平均市場価格算定期間における午前8時から午後4時におけるスポット市場価格の平均値の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(ロ) 市場価格調整単価

1キロワット時当たりの市場価格調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、市場価格調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

$$\text{市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - 10\text{円}82\text{銭}) \times \text{ロの基準市場単価}$$

(ハ) 市場価格調整単価の適用

各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された市場価格調整単価は、その平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均市場価格算定期間	市場価格調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月分の料金に係る計量期間等
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月分の料金に係る計量期間等
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月分の料金に係る計量期間等
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月分の料金に係る計量期間等
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月分の料金に係る計量期間等
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月分の料金に係る計量期間等
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月分の料金に係る計量期間等
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月分の料金に係る計量期間等
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月分の料金に係る計量期間等
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月分の料金に係る計量期間等
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月分の料金に係る計量期間等
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の5月分の料金に係る計量期間等

(ニ) 市場価格調整額

市場価格調整額は、その1月の使用電力量に(ロ)によって算定された市場価格調整単価を適用して算定いたします。

ロ 基準市場単価

基準市場単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	高圧で供給を受ける場合	29銭2厘
	特別高圧で供給を受ける場合	28銭8厘

(4) 燃料費等調整単価および燃料費等調整額のお知らせ

当社が料金のお知らせおよび請求を書面等により行なう場合は、当面の間、燃料費調整単価および市場価格調整単価によって算定された燃料費等調整単価を燃料費調整単価、燃料費等調整額を燃料費調整額とそれぞれ表示いたします。